

02.90

国の出願で指定代理人が変更した場合の 取扱い

国の出願の代理人が指定書によって官職をもって定められている場合には、その官職にある者が異動等により変更しても代理人変更届は提出しなくてもよい。

ただし、官職の名称又は住所を変更した場合は、その旨の変更届を提出することとする。

(改訂令和2・12)